

産業廃棄物処分業許可証

住所 名古屋市港区昭和町14番地の24
氏名 株式会社アビツ
〔法人にあっては名称〕 代表取締役 瀬田 大 様
及び代表者の氏名



廃棄物の処理及び清掃に関する法律 ~~第14条第6項~~ ~~第14条の2第1項~~ の許可を受けた者であることを証する

名古屋市長 河村 たかし



許可の年月日 令和 3年 9月 15日

許可の有効年月日 令和 10年 7月 31日

1. 事業の範囲

- 中間処理（圧縮）
廃プラスチック類（石綿含有産業廃棄物を除く）、金属くず、ガラスくず及び陶磁器くず（石綿含有産業廃棄物を除く）
以上3種類（水銀使用製品産業廃棄物を除く）
- 中間処理（圧縮梱包）
廃プラスチック類（石綿含有産業廃棄物を除く）、紙くず、金属くず
以上3種類（水銀使用製品産業廃棄物を除く）
- 中間処理（破碎圧縮成形）
汚泥（水銀含有ばいじん等を除く）、廃プラスチック類（石綿含有産業廃棄物を除く）、紙くず、金属くず、鋳さい（水銀含有ばいじん等を除く）
以上5種類（水銀使用製品産業廃棄物を除く）
- 中間処理（破碎圧縮成形）
廃プラスチック類（石綿含有産業廃棄物を除く）、紙くず、木くず、繊維くず
以上4種類（水銀使用製品産業廃棄物を除く）
- 中間処理（破碎選別）
廃プラスチック類（石綿含有産業廃棄物を除く）、金属くず、ガラスくず及び陶磁器くず（石綿含有産業廃棄物を除く）
以上3種類（水銀使用製品産業廃棄物を除く）
- 中間処理（破碎選別）
燃え殻（水銀含有ばいじん等を除く）、廃プラスチック類（石綿含有産業廃棄物を除く）、金属くず、ガラスくず及び陶磁器くず（石綿含有産業廃棄物を除く）
以上4種類（水銀使用製品産業廃棄物を除く）
- 中間処理（破碎選別）
金属くず、ガラスくず及び陶磁器くず（石綿含有産業廃棄物を除く）
以上2種類（水銀使用製品産業廃棄物を除く）

以下余白

（裏面に続く）

2. 事業の用に供するすべての施設

(1) 圧縮施設

設置場所 名古屋市港区昭和町14番24
設置年月日 平成16年 6月14日
処理能力 43.6 t/日 (8時間)

(2) 圧縮梱包施設

設置場所 名古屋市港区昭和町14番24
設置年月日 平成16年 9月28日
処理能力 432 t/日 (24時間)

(3) 破碎圧縮成形施設

設置場所 名古屋市港区昭和町14番24
設置年月日 平成17年 1月25日
処理能力 49.44 t/日 (24時間)
変更許可年月日 平成27年 5月29日
許可番号 053102-1

(4) 破碎圧縮成形施設

設置場所 名古屋市港区昭和町14番24
設置年月日 平成30年11月22日
処理能力 102.96 t/日 (24時間)
変更許可年月日 令和 2年10月6日
許可番号 183101-1

(5) 破碎選別施設

設置場所 名古屋市港区昭和町14番24
設置年月日 平成17年 5月 8日
処理能力 廃プラスチック類 (石綿含有産業廃棄物を除く) 154 t/日 (24時間)
金属くず 512 t/日 (24時間)
ガラスくず及び陶磁器くず (石綿含有産業廃棄物を除く) 342 t/日 (24時間)
以上3種類 (水銀使用製品産業廃棄物を除く)

変更許可年月日 平成28年 8月17日

許可番号 053101-4

(5)-2 破碎選別施設

設置場所 名古屋市港区昭和町14番24
設置年月日 令和 2年 6月30日
処理能力 廃プラスチック類 (石綿含有産業廃棄物を除く) 147.12 t/日 (24時間)
金属くず 237.6 t/日 (24時間)
ガラスくず及び陶磁器くず (石綿含有産業廃棄物を除く) 210.24 t/日 (24時間)
以上3種類 (水銀使用製品産業廃棄物を除く)

許可年月日 令和 2年10月 5日

許可番号 203101

(6) 破碎選別施設

設置場所 名古屋市港区昭和町14番24
設置年月日 平成29年 9月 1日
処理能力 55.7 t/日 (12時間)
許可年月日 平成29年10月 6日
許可番号 173105

以下余白

(別紙に続く)



(7) 破碎選別施設

設置場所 名古屋市港区昭和町14番24

設置年月日 平成27年11月26日

処理能力 4.24t/日(8時間)

3. 許可の条件

該当なし

4. 許可の更新又は変更の状況

平成16年 8月 1日 新規許可

平成21年 6月30日 更新許可

平成28年 6月30日 更新許可

令和 3年 9月15日 更新許可(優良認定)

以下余白

5. 規則第10条の4第7項の規定による許可証の提出の有無

有 ・ (無)

以下余白

